

細 則

(平成18年12月12日一部改正, 平成19年11月21日一部改正,
平成20年12月 2日一部改正, 平成21年12月 3日一部改正,
平成25年12月12日一部改正, 平成26年12月11日一部改正,
平成27年11月19日一部改正, 平成30年12月25日一部改正
令和元年 9月 3日一部改正, 令和 3年11月30日一部改正)

第1章 目的および事業

第1条 本会は定款第5条に掲げる事業に加えて国際免疫学会連合(IUIS)の正規の構成メンバーとしての活動を行う。

第2章 会員

第2条 退会に際しては未納会費を完納する義務がある。

第3条 会員は毎年9月末日までに当該年度の会費を納入する義務がある。

第4条 会員は総会および本会の主催する学術集会において業績を発表し討議に参加することができる。筆頭発表者(発表者)は演題募集時に会員でなければ、演題を投稿できない。ただし、国外在住の外国籍研究者はこの限りではない。

第3章 役員等

第5条 役員(理事と監事)の総数のうち、特定の法人の役員>(*法律上の役員<例:理事、監事、取締役等>)または使用人**(**有給・無給に関わらず、その法人との雇用契約に基づいて勤務している人)である者及びこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びに特殊の関係のある者の数の占める割合をそれぞれ3分の1以下とする。

第6条 本会の役員のうち理事は理事長及び理事長推薦理事を含め10名以上25名以内をもって構成する。理事長推薦の理事は、理事会及び総会の承認を必要とし、原則として総務委員会、財務委員会、学術委員会の運営に携わるもの(委員長、副委員長に指名など)とする。

第7条 理事長の任期は2年間で、重任・再任ともこれを認めない。

第8条 理事長以外の理事は、任期開始日現在で満65歳を超えないものとする。

第9条 理事の任期は、連続2期(4年)とし、2年ごとに半数が交代する。任期終了後2年間は再任できない。ただし、連続2期(4年)を務めた理事が理事長になった場合と理事長推薦理事に限り、任期は1期(2年)とし、任期満了後2年間は再任できないという規定は適用しない。また、繰り上げで理事に就任した期間(連続して4年未満)は、連続2期(4年)の期間とは見なさない。

第10条 評議員は、評議員の立候補資格を有する正会員の中から理事会の審査を経て評議員の投票によって選出される。

第11条 定款第32条に掲げる委員会の委員は、評議員の中から理事会が選出する。各種委員会の委員長は原則として委員の互選による。委員の任期は2年～4年とする。

第12条 役員等の選考は、定款第14条のほか、別に定める役員等選考規程に従う。

第4章 会議

第13条 やむを得ない事由のため評議員会に出席できない構成員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

第14条 学生会員も総会に参加し、発言することができる。ただし、表決に加わることはできない。

第5章 学術集会

第15条 本会は原則として、年度毎に学術集会会長1名および副会長若干名をおき学術集会を行う。

第16条 学術集会会長は、評議員会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。理事会は候補者を推薦することができる。

第17条 本会は理事会の決定により上記学術集会のほか、随時シンポジウム、講演会等を開催することができる。

第6章 利益相反

第18条 本会会員は、学会活動を行う上での利益相反の取り扱いに関し、別に定める利益相反規程に従わなければならない。

第7章 懲戒

第19条 本会会員は、定款第11条(除名)のほか、別に定める懲戒規程に従わなければならない。

第8章 細則改正

第20条 本細則を改正するには、理事会の議決を経たのち、総会の承認を得るものとする。

附 則

1 本細則は、特定非営利活動法人日本免疫学会の成立の日から施行する。